

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

枚方市が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

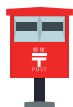
支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書が届きます(要返送)



※一部申請が必要な場合があります
※令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区長村から確認書が送付されます

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

※申請時点で住民登録のある市区町村に
申請が必要です。

申請期間(枚方市の場合)：
令和4年2月1日(火)～令和4年9月30日(金)

詳しくは裏面「II」へ



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの
市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

裏面もご確認ください

給付金の支給手続き（枚方市の場合）

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から枚方市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、枚方市から確認書が届きます。
- 中身を確認して、枚方市に返信してください。

返信期限：令和4年5月6日(金)

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に枚方市の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。
※密を避けるため、原則、郵送にてご提出ください



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。適用される限度額は市区町村ごとに異なり、枚方市の場合は以下の通りとなります。

単身又は扶養親族なし：100万円以下、扶養親族が1名(配偶者含む)：156万円以下、扶養親族が2名(配偶者含む)：205.7万円以下、扶養親族が3名(配偶者含む)：255.7万円以下、扶養親族が4名(配偶者含む)：305.7万円以下、障害者・未成年者・寡婦・ひとり親：204.3万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に枚方市の窓口へ、郵送または直接持参にてご提出ください。※密を避けるため、原則、郵送にてご提出ください

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

提出先

＜郵送＞ 〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所健康福祉総合相談担当

＜持参＞ 枚方市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金窓口

場所：枚方市岡東町12-1 サンプラザ1号館6階602号室

受付時間：平日9:00～17:30

お問い合わせ

枚方市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-722-101

受付時間 平日9:00～20:00 ※令和4年2月5日(土)～2月13日(日)は土日祝も対応

※令和4年4月1日(金)～9月30日(金)は平日9:00～17:30